

第1項 情報の共有

現況と課題

- ◆情報化社会が進み、広報紙のほかにも様々な情報媒体により情報を得る人が増えていることから、住民が主役の行政を推進するため、住民と情報を共有し、伝達手段の特性に合わせた広報活動を行っていく必要があります。
- ◆住民との協働によるまちづくりへの関心が高まる中、住民が行政に参画するための機会を確保し、意向を最大限に取り入れていくことが重要です。
- ◆開かれた行政運営が求められる中、より一層情報の公開を進め、行政の透明性を更に高めていく必要があります。その一方で、個人情報の厳重な管理が求められています。

めざす姿

- ◆マスコミをはじめ、各種媒体を介して必要な情報が提供され、住みやすいまちになっています。
- ◆町の重要な施策の決定には、住民の意見が反映されています。
- ◆住民の知る権利が尊重される情報公開が進んでいます。

施策の体系

柱となる施策	施策の内容
1 情報の提供	①メディアの利用
	②一色ふれあい広報の充実
	③ホームページの充実
	④チラシ・回覧の配布
	⑤防災行政ラジオの活用
2 住民参加の推進	
3 情報公開	

施策の内容

1 情報の提供

- ①メディアの利用
  - ・マスコミ等への配信やケーブルテレビ、広報紙等を利用して、行政情報を広く発信します。
- ②一色ふれあい広報の充実
  - ・行政情報をわかりやすく、親しみやすい紙面づくりで発行していきます。
- ③ホームページの充実
  - ・住民に有益な情報をいち早く提供できる体制を構築し、見た人の満足度が上がるホームページとなるように充実していきます。
- ④チラシ・回覧の配布
  - ・各地区の駐在員を通してチラシや回覧を配布することにより、住民に対して情報が確実に周知されるように努めます。
- ⑤防災行政ラジオの活用
  - ☆防災行政ラジオを有効利用し、災害情報、緊急情報等の提供に努めます。

2 住民参加の推進

- ☆ご意見箱、町政モニターや住民対話集会などにより、住民の声を聴く機会を設けるとともに、町の重要な施策の決定にはパブリックコメントを活用するなど広聴機能の充実を図ります。

3 情報公開

- ・一色町情報公開条例に基づく開かれた行政を推進するため、予算ハンドブックの配布等、行政情報を積極的に公開していきます。

第5章 行財政・計画推進 第1節 住民との協働の推進

成果指標	現状値	目標値	
	平成19年度	平成25年度	平成30年度
ホームページへのアクセス数	173,700件	185,800件	191,000件
住民対話集会の参加者数	459人	500人	550人

主要事業

事業名	事業主体	事業概要	事業進捗割合	
			H21～H25	H26～H30
意見・情報の収集	町	町政モニター、ご意見箱、苦情相談等による住民からの意見・情報収集	5	5
住民対話集会	町	各校区で開催 身近な課題から将来像に至るまで、幅広い意見交換	5	5

離島対策

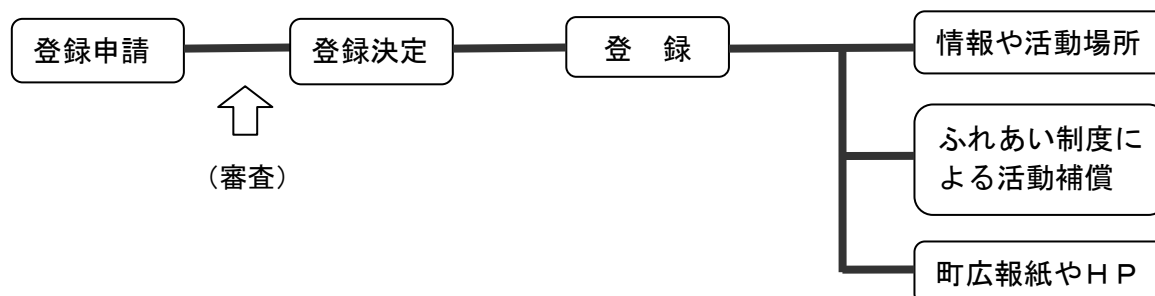
柱となる施策：情報の提供	施策の内容：一色ふれあい広報の充実ほか
<p>「佐久島発 島の風だより」の充実を図ります。 佐久島ホームページの充実を図ります。</p>	

第2項 住民参加の地域づくり

現況と課題

- ◆地域の課題が多岐にわたる中、小さな自治の単位では問題解決に要する負担が大きく、地区コミュニティ活動の充実と併せて、組織の連携が求められます。
- ◆様々な地域の身近な課題の解決に向けて、住民自身が積極的に参加し、ボランティア・NPO 活動が活発になるような体制を整備する必要があります。

【町民活動団体登録制度の概要】



めざす姿

- ◆地域住民の連帯感が深まり、お互いを思い、助け合い、支え合えるようになっていきます。
- ◆地域住民や町民活動団体が活発に活動し、住民と行政が協働したまちづくりが行われています。

施策の体系

柱となる施策	施策の内容
1 コミュニティ組織の充実	
2 自主的な活動の促進	①社会活動への参加意識の高揚 ②組織化に向けた環境づくり

施策の内容

1 コミュニティ組織の充実

- ・住民主体の地域づくりの実現をめざし、地区のコミュニティ活動や地区集会所施設整備に係る費用を助成します。
- ・コミュニティ組織の更なる充実に向け、自治活動におけるコミュニティのあり方を調査・研究していきます。

2 自主的な活動の促進

①社会活動への参加意識の高揚

☆自主的な活動をするボランティア・NPO の活動紹介により、社会的理解度や認知度を高め、団体の意識や意欲の高揚を図るとともに、住民の参加意識の啓発に努めます。

②組織化に向けた環境づくり

☆町民活動団体登録制度<sup>※1</sup>の活用により、相互理解と情報を共有し合うことで、団体同士の交流を深め、組織化が進む環境づくりを進めていきます。

☆町民活動団体へ活動場所の提供や指導者の育成、万一の事故にも対応できる補償制度(活動保険)の充実を図っていき、活動がしやすい環境づくりを推進していきます。

第5章 行財政・計画推進 第1節 住民との協働の推進

成果指標	現状値	目標値	
	平成19年	平成25年度	平成30年度
町民活動団体の登録数	0団体	20団体	30団体

協働の内容	関係団体
住民と行政が一体となった活動	町民活動団体(ボランティア・NPO等)

主要事業

事業名	事業主体	事業概要	事業進捗割合	
			H21～H25	H26～H30
町民活動団体登録による活動支援事業	町	登録による活動支援 (情報・活動場所の提供等)	5	5

【用語解説】

※1 町民活動団体登録制度

町内で活動している公益的な自主活動団体を本町で一括登録する制度(町広報紙、ホームページなどによる団体のPR、活動情報や活動場所の提供などの支援を行い、活動範囲の拡大や団体間の連携に役立てるとともに、住民への情報提供により参加機会の拡大を図るもの)。

第3項 男女共同参画社会

現況と課題

◆男女共同参画社会に対する男女平等の意識の向上を推進してきましたが、さらに積極的な啓発の必要があります。

めざす姿

◆男女平等の意識が定着し、女性の社会参加が積極的に行われています。

施策の体系

柱となる施策	施策の内容
1 男女平等の意識づくり	
2 社会参加の推進	

施策の内容

1 男女平等の意識づくり

☆家庭生活における男女共同参画の推進を図るため「男の料理」や「パパママ教室」などの講座等を開催します。

☆男女共同参画社会への意識啓発を行うため講演会等を開催します。

2 社会参加の推進

・政策、方針決定の場への女性参画を推進するため、審議会等への女性登用率の拡大に努めます。

☆女性の視点から見た活動を支援します。

成果指標	現状値	目標値	
	平成19年	平成25年度	平成30年度
女性の審議会等登用率	13.7%	25%	30%

協働の内容	関係団体
女性の地位向上に係る講座等の開催	女性の会

主要事業

事業名	事業主体	事業概要	事業進捗割合	
			H21～H25	H26～H30
女性の会活動支援事業	町	運営及びクラブ活動支援	5	5
男女共同参画計画の策定事業	町	男女共同参画計画の策定	10	0
男女共同参画フォーラム	町	講演会等の開催	5	5

第4項 地域間交流・国際交流

現況と課題

- ◆本町は、「旧岐阜県明智町」、「旧宮崎県田野町」と姉妹町として提携した経緯があり、両町それぞれが合併した後も両町との交流をさらに深め、相互の発展につなげていく必要があります。
- ◆安定した水資源の供給や矢作川水系の良好な水環境を再生・保全していくためには、森林環境の保全と矢作川流域が一体となった水質保全活動が重要です。
- ◆最近、外国人居住者数が増加していますが、地域住民となじんでお互いに快適に暮らせるように情報の提供や交流を進める必要があります。

【外国人登録者数・世帯数の推移】

各年4月1日現在

国名	人口				世帯			
	H17	H18	H19	H20	H17	H18	H19	H20
ブラジル	71	83	94	126	51	56	56	64
中国	17	41	90	114	16	38	80	105
朝鮮	2	1	1	1	0	0	0	0
韓国	31	33	26	25	10	9	10	9
ネパール	1	1	1	1	1	1	1	1
ペルー	9	13	18	31	6	7	7	13
フィリピン	19	20	31	34	14	17	22	27
米国	0	0	0	0	0	0	0	0
インド	3	3	2	0	3	3	2	0
インドネシア	4	30	63	90	4	18	31	43
タイ	0	0	0	2	0	0	0	2
ベトナム	2	4	8	12	2	3	7	8
パキスタン	1	2	2	3	1	1	1	1
ミャンマー	0	0	3	2	0	0	3	2
無国籍	0	0	0	0	0	0	0	0
計	160	231	339	441	108	153	220	275

めざす姿

- ◆外国人居住者への情報提供の充実などにより、地域の住民とともに安心して仲良く暮らせる町になっています。
- ◆山の大切さを感じながら矢作川上流地域の人々と交流しています。

施策の体系

柱となる施策	施策の内容
1 地域間交流の推進	①友好都市との交流
	②水源地等との交流
2 国際交流の推進	①国際理解の推進
	②多文化共生 <sup>※1</sup> の推進

施策の内容

1 地域間交流の推進

①友好都市との交流

- ・身近な文化、産業、環境などの共通する情報を提供し、住民間で交流しやすいように体制を整え、支援します。

②水源地等との交流

- ・山の大切さに対する理解を深めるため、関係団体との連携により水源地域との交流を進めます。
- ・矢作川上流地域の人々との交流を通して、上下流域が一体となった水質保全活動に努めます。

2 国際交流の推進

①国際理解の推進

- ・国際的な視野を持った人材を育成するために、中学生を海外に派遣していきます。
- ・海外の姉妹校生徒の受け入れを通して、住民が国際化に触れる機会を創出し交流を深めます。

②多文化共生<sup>※1</sup>の推進

- ☆外国人及びその関係者に対してアンケートを行うなど、地域との関わりの実態を把握します。
- ☆外国人生活相談や語学支援をするため、関係者等の協力を得ながら国際交流団体の設立をめざします。

主要事業

事業名	事業主体	事業概要	事業進捗割合	
			H21～H25	H26～H30
実態アンケート	町	外国人居住者の実態を把握するためにアンケートを行い、その結果に基づき関心事の高い事案から事業展開を図り、地域参加への動機付けの手助けを実施	5	5

【用語解説】

※1 多文化共生

国籍、文化、習慣の違いに関わらず、誰もが地域住民として認め合い対等な関係を築くこと。

第1項 行政運営

現況と課題

- ◆社会情勢の変化に対応した事務事業の見直しをするため、行政改革を推進していく必要があります。
- ◆公正かつ適正な行政運営が求められていることから、住民の目線に立った監査・監視機能の充実を図る必要があります。
- ◆めざましく発展するIT社会で、電子申請等のニーズに対応した電子自治体の構築を推進するとともに、住民情報の保護に努めるためのセキュリティ強化を図る必要があります。
- ◆社会が複雑化する中で、核家族化や地域との希薄化などにより、身近な相談相手が少なくなり、相談先を行政に求めるニーズが高くなっています。また、相談内容もより専門的で様々な分野での対応が求められています。
- ◆現在、法律相談や困りごと相談窓口を設置しておりますが、専門性を高めるために関係機関との連携を強化し、的確かつ迅速に対応できる体制づくりが重要となっています。

めざす姿

- ◆行政評価システム※<sup>1</sup>により、事務事業が評価され、結果が公表されています。
- ◆監査機能が充実し、適正な町政運営が展開されています。
- ◆安全、安心な行政の電子化を進め、IT社会に対応した環境が確立しています。
- ◆社会情勢の変化に対応した専門的な相談ができる体制が整っています。
- ◆プライバシーに配慮し、住民が安心して相談が受けられる環境が整っています。

施策の体系

柱となる施策	施策の内容
1 行政改革の推進	①行政改革大綱の策定
	②事務事業の整理・合理化
	③行政評価システムの運用
2 行政の適正化	①監査・監視機能の充実
	②入札・契約制度の適正化、合理化
3 行政の電子化の推進	①業務効率の向上
	②窓口サービスの向上
4 住民相談窓口の充実	①相談体制の充実
	②利用推進のための啓発

施策の内容

- 1 行政改革の推進
  - ①行政改革大綱の策定
    - ☆計画的に大綱を見直します。
  - ②事務事業の整理・合理化
    - ・補助金や行催事などの見直し、公共施設の合理的な管理運営に努めます。
    - ☆公共施設の管理運営に、NPOや民間活力の導入を図ります。
  - ③行政評価システムの運用
    - ・行政評価システムにより、行政課題をチェックし、改善します。
    - ☆行政評価システムを確立・定着し、評価結果を公表します。
- 2 行政の適正化
  - ①監査・監視機能の充実
    - ☆監査委員による監査の基準を含む監査要領等を策定し、公正で合理的かつ能率的な行政運営の確保のため、計画的に監査を行います。

②入札・契約制度の適正化、合理化

- ☆入札の競争性・透明性を一層向上させるため、「制限付一般競争入札」方式を導入します。
- ☆電子入札を導入して、入札参加者の負担軽減や事務の簡素化を図ります。

3 行政の電子化の推進

①業務効率の向上

- ・ 庁内LAN<sup>※2</sup>による総合行政システム<sup>※3</sup>を活用するとともに、機器の更新に合わせてシステムを見直します。
- ☆県下の自治体間を専用回線で接続したネットワークを活用して、自治体間の文書のやり取り、手続きの電子化を推進します。

②窓口サービスの向上

- ・ 住民情報のセキュリティ強化を図り、各種証明書の交付事務の迅速かつ的確化を推進します。
- ☆いつでもどこでも申請・届出が可能な環境の充実を図ります。

4 住民相談窓口の充実

①相談体制の充実

- ・ 複雑かつ多様化する様々な相談に対処するため、弁護士や困りごと相談員をはじめ、他の専門相談機関を有効活用するなど相談窓口を強化をします。

②利用推進のための啓発

- ・ 広報誌やホームページ等で相談業務の情報を提供をします。

成果指標	現状値	目標値	
	平成19年	平成25年度	平成30年度
行政評価による要改善率	44%（現行）	35%	25%
全入札における制限付一般競争入札の割合	6%	40%	60%

主要事業

事業名	事業主体	事業概要	事業進捗割合	
			H21～H25	H26～H30
行政評価のシステム導入	町	行政評価システム導入	5	5
財務・行政監査	町	例月出納検査、定例監査、随時監査、決算審査の実施	7	3
総合行政ネットワーク事業	町	施設間のネットワーク、LGWAN回線の維持保守管理	5	5
総合行政システム事業	町	各種庁内情報システムの運用保守、見直し	5	5
法律相談	町	毎月1回開設 第3火曜日	5	5
困りごと相談	町	毎月2回開設 第2・4金曜日	5	5

【用語解説】

※1 行政評価システム

役場が行う事務事業について、「計画（Plan）」→「実施（Do）」の次に、「評価（Check）」と「改善（Action）」を取り入れ、この流れを循環させることにより、高い成果が出る仕組みを作り、評価を改善に結びつけようとするシステム。

※2 庁内 LAN

役場内の各課及び公民館、保育園、小中学校などの施設間のパソコンを接続した行政専用のネットワーク。

※3 総合行政システム

役場で運用している財務会計（予算編成）、住民情報（住民基本台帳、各種税情報等）、庁内管理（メール、公用車・会議室等予約）など庁舎内で利用するシステム。

第2項 組織・人事体制

現況と課題

- ◆社会情勢や住民ニーズの多様化により、柔軟かつ的確に対応するための組織改革を行う必要があります。
- ◆行政改革による事務事業の見直しにより人員削減を行っていますが、今後 10 年間に職員の約半数である 100 人程の大量退職を迎えることから、次代を担う人材の確保をしておく必要があります。
- ◆地方分権改革の進展により、行政の権限と責任が拡大する中、住民に対し質の高い行政サービスを提供するために、ますます職員の能力の向上が求められています。
- ◆業務の複雑化・高度化などによるストレスが増大する中、職員が高いモチベーションを維持できるように、心の健康面などを含めた安全衛生環境を改善する必要があります。

【職員数の推移】

各年 4 月 1 日現在

H11	H12	H13	H14	H15	H16	H17	H18	H19	H20
252	250	248	242	238	237	230	225	222	223

めざす姿

- ◆新たな行政課題や多様化する住民ニーズに的確に対応するため、住民の目線に立った組織改革を行い、住民から信頼される役場となっています。
- ◆住民が主役という意識を持ち、高い理念と想像力豊かで行動力のある職員が育成されています。

施策の体系

柱となる施策	施策の内容
1 組織改革と活性化	
2 人材育成の推進	

施策の内容

- 1 組織改革と活性化
  - ・住民に分かりやすく、地域実態も考慮した組織改革を実施し、グループ制やプロジェクトチームを有効に活用できる、柔軟かつ機動的な体制を構築します。
  - ・職員の大量退職に伴う組織の弱体化を防止するため、高齢職員の長年培った豊かな経験・知識等を活用して、組織の活力を維持します。
  - ・職員の年齢構成の平準化を図る観点から、外部委託・臨時職員等を活用して、計画的に職員採用を行います。
  - ・職員の発揮した能力・業務を客観的・公正に把握して、能力本位による配置や任用、給与等への反映を行い、組織の活性化を図ります。
- 2 人材育成の推進
  - ・一色町人材育成基本方針<sup>※1</sup>に基づき、幹部職員養成研修や派遣研修を実施し、全体の奉仕者、行政の担い手としての職員の資質向上を図ります。
  - ・職員の能力を磨き経験を積み上げるジョブローテーション<sup>※2</sup>を計画的に実施し、職員の意欲を高めます。
  - ・職員自らが進んで行う通信教育、資格取得のための自己啓発研修への支援制度を充実します。
  - ・住民サービスの向上につながる業務改善運動を全庁的に推進し、職員の意識改革を進めます。
  - ・安全衛生委員会の活動をより活発にし、ストレスが原因の心の病などメンタルヘルスケアに努め、職場環境や健康管理の向上を図ります。

第5章 行財政・計画推進 第2節 効率・効果的な行財政運営

成果指標	現状値	目標値	
	平成19年度	平成25年度	平成30年度
能力本位による配置や任用、給与等への反映	—	100%	100%
幹部職員養成研修・講師等養成研修（自治大、監督者・公務員倫理・接遇講師等）を受講した職員の数（延べ人数）	84人	109人	134人
通信教育を受講した職員の数	23人	30人	37人

主要事業

事業名	事業主体	事業概要	事業進捗割合	
			H21～H25	H26～H30
職員研修	町	幹部職員養成や職員の能力向上を目的とした職員研修や自己啓発支援を充実	5	5
職場環境の改善	町	メンタルヘルスケアなど安全衛生管理の徹底	5	5

【用語解説】

※1 一色町人材育成基本方針

職員一人ひとりの人材育成を計画的に進める上での基本方針を定めたものであり、人材育成システムとして、職員研修・職場環境・人事管理の三つの柱がある。

※2 ジョブローテーション

中期的・長期的な視野に立って、計画的な人事異動（配置管理）を行うことにより、教育訓練、人材育成を図っていくことを目的とするもの。

第3項 財政運営

現況と課題

- ◆原油の高騰など景気の動向が不安定なことから、税収の大幅な増収は見込めず、年々滞納額も増加傾向にあり、財源確保のため町税の収納率の向上が求められます。
- ◆国が進める三位一体改革により、地方交付税をはじめとする財源の減額が進み、地方の財政運営は今後、更に厳しさを増すことが予想されます。
- ◆国に依存することのない自立した行政運営を進めるため、適正な公金・公有財産の運用や企業誘致等による、新たな自主財源の創出・確保が急務となります。
- ◆人件費や公債費などの経常的な経費の割合が拡大する中、住民のニーズを反映させた長期的な財政計画を策定し、安定した財政運営を進めることが必要となります。

【町税の収納率の推移】

単位：％

H14	H15	H16	H17	H18	H19
93.39	95.57	95.87	95.75	95.88	96.70

注1 各年度5月31日現在において算定

【経常収支比率の推移】

単位：％

H15	H16	H17	H18	H19
78.5	81.1	81.5	83.0	84.3

【実質公債費比率の推移】

単位：％

H15	H16	H17	H18	H19
—	9.1	9.0	8.3	7.0

注1 平成18年度から導入された新たな財政指標のため、平成16・17年度は仮に算定した数値

【地方交付税の推移】

単位：百万円

年度	H12	H13	H14	H15	H16	H17	H18	H19
普通交付税	1,629	1,545	1,459	1,229	1,083	1,026	914	904
特別交付税	166	195	183	173	156	126	123	127

めざす姿

- ◆公平で適正な課税と納税しやすい体制が整っています。
- ◆長期財政計画に基づき、無駄のない健全な町財政が保たれています。
- ◆財政状況がわかりやすく公表され、町税などの使い道が明確に示されています。

施策の体系

柱となる施策	施策の内容
1 財源の適正管理	①財源の確保
	②財産の運用
	③目的基金制度の活用
2 財政運営の適正化・効率化	

施策の内容

1 財源の適正管理

①財源の確保

- ・ 収納率向上を図るため、口座振替の利用促進等徴収体制を充実します。
  - ・ 国、県補助制度の動向を把握しつつ、制度に適合した事業を進めます。
- ☆企業誘致の推進により、新たな自主財源確保に努めます。

☆ふるさと納税制度<sup>※1</sup>を展開します。

②財産の運用

- ・公金の安全かつ有利な債券運用を推進します。
- ☆町有地の利用状況を調査し、賃貸または売買を検討します。

③目的基金制度の活用

- ・財政負担の軽減を図るため、目的に応じた施設整備基金の積立を進めます。

2 財政運営の適正化・効率化

- ・総合計画をはじめとした各種計画に反映される長期財政計画を策定します。
  - ・地方債については、残高状況を見極め、財政負担を招くことのないよう適正管理に努めます。
  - ・限られた財源を事業の重要度、緊急度に合わせて効果的に配分し、無駄のない予算に努めます。
  - ・使用料、手数料などの住民負担の公平化を図るとともに、財政の弾力性を高め、健全化に努めます。
- ☆住民に分かりやすい予算や決算の公表に努め、透明性の高い財政運営を進めます。

成果指標	現状値	目標値	
	平成19年度	平成25年度	平成30年度
町税の収納率	96.7%	97.0%	97.5%
経常収支比率 <sup>※2</sup>	84.3%	80.0%	75.0%
実質公債費比率 <sup>※3</sup>	7.0%	7.0%	7.0%

【用語解説】

※1 ふるさと納税制度

「ふるさとのために力になりたい」「ふるさとを応援したい」「こころのふるさとにしたい」という、全国の人びとからの善意や厚意を寄附という形にして、市町村などに寄附した場合、個人住民税や所得税を一定限度まで控除する制度。

※2 経常収支比率

経常収支比率とは、税などの一般財源を、人件費や扶助費、公債費など経常的に支出する経費にどれくらい充当しているかをみることで、財政の健全性を判断する比率。この比率が高くなる程、公共施設の整備など投資的な経費に充当する財源の余裕が少なくなり、財政運営は厳しくなるとの見方が可能。

※3 実質公債費比率

公営企業会計を含めた公債費による財政負担の程度を示す比率。割合が大きくなると、地方債の発行に制限がかかる場合あり。家計に例えると、年収に対して借金の返済額がどのくらいあるかを表すもの。

18%以上の団体……引き続き地方債の発行に国の許可が必要

25%以上の団体……般事業等の起債が制限

第4項 広域行政

現況と課題

- ◆西尾幡豆広域連合※<sup>1</sup>により、共同運営する事務事業について、さらに効果的、効率的な運営が求められます。
- ◆道路整備や観光など、より広域的な取り組みが必要な行政課題については、関係市町と一層の連携・強化が求められます。
- ◆地方分権が進み、より大きな規模による行財政運営の枠組みが必要となることも予想されることから、1市3町による協議や、近隣市町の動向にも注目をしていく必要があります。

めざす姿

- ◆西尾幡豆広域連合の業務の拡大と効率化により、住民福祉の向上が図られています。

施策の体系

柱となる施策	施策の内容
1 広域行政との連携強化	
2 地域間連携の推進	

施策の内容

1 広域行政との連携強化

- ☆西尾幡豆広域連合の業務について、さらに拡大と効率化を進めます。
- ☆市町村合併については、引き続き調査・研究していきます。

2 地域間連携の推進

- ☆各種協議会等への参加を通して、広域的な連携による効果を調査し、本町の発展につなげていきます。

【用語解説】

※1 西尾幡豆広域連合

多様化した広域行政ニーズに適切かつ効率的に対応するため、西尾市・一色町・吉良町・幡豆町により平成13年4月に設立。

処理する事務は、現在、広域市町村圏計画の策定に関する事務、し尿処理場に関する事務、ごみ処理施設に関する事務、ホワイトウェイブ21の管理に関する事務、火葬場に関する事務、水道事業に関する事務、狂犬病の予防に関する事務等。